



POLICY BRIEF

November 2016

Number 36

二国間クレジット制度 (JCM) プロジェクト 補助事業のリース事業に対する運用に関する提言

主なメッセージ

- ☎ 日本の約束草案におけるJCMによる見込み削減量を達成するには、JCMプロジェクトのための補助金の効率的な運用が必要である。
- ☎ 補助金の効率的な運用には、低い補助率であってもJCMプロジェクトが実施されやすいリース事業にも補助金を活用しやすくすることが重要である。
- ☎ 現在のJCMプロジェクトの80%強を占めるプロジェクト補助事業では、リース事業への運用を、補助金適正化法で求める以上に厳しく制限している。
- ☎ よって、補助金適正化法に沿って、補助機器の処分制限期間や収益納付の規定を解釈することにより、プロジェクト補助事業においてリース事業を促進すべきである。



浅川 賢司

IGES気候変動エネルギー
領域主任研究員
asakawa@iges.or.jp

I はじめに

(1) JCMプロジェクトの進捗状況

JCMでは、発展途上国に低炭素技術を普及させるとともに、温室効果ガス(GHG)排出削減クレジットを日本の削減目標に活用することなどを目的として、2013年から16か国(2016年3月現在)のパートナー国においてGHG排出削減プロジェクト(JCMプロジェクト)を実施してきた。これらのJCMプロジェクトは、日本および現地の民間事業者が主体となって実施されることが多く、設備投資費用が大きな負担となるため、環境省JCM資金支援事業(プロジェクト補助)では、初期投資費用に対して補助金を交付するとともに、同事業から発生する排出削減クレジットの半分以上を日本政府に納付させる義務を課している。

日本の約束草案における記述では、毎年度の予算の範囲内で行う日本政府の事業により2030年度までの累積で5,000万から1億t-CO₂の国際的な排出削減・吸収量が見込まれている(日本政府 2015)。2016年11月までにプロジェクト補助事業として採択されたJCMプロジェクト(11月現在: 87件)の2030年までの累積削減量は約460万t-CO₂と見込まれており、今後の事業の上積みによって約束草案で掲げた見込みを達成するためには、補助金を受けるインセンティブを確保しつつ、単位削減量あたりの補助金額を低下させる(補助金の費用対効果を高める)必要がある。

(2) 補助金の費用対効果を高める方策 (リース事業のメリット)

プロジェクト参加者となる可能性があるユーザーや省エネなどの技術のサプライヤーを対象とする説明会や国内外のワークショップにおいて、省エネなどの設備投資プロジェクトをJCMのもとで行うことにより補助金が交付されるメリットが説明され、前述のようにJCMプロジェクトが事業化されてきた。

このうち、JCMプロジェクトに対する資金支援事業の80%強を占めるプロジェクト補助事業¹においては、ユーザーよりもサプライヤーの方がより多くのプロジェクトを申請しており、主導してきた²。これは、JCMプロジェクトの対象になりやすい技術が省エネや再生可能エネルギーなど特定の技術分野が多く、それらを得意とするサプライヤーであれば、プロジェクト候補を発掘するために必要なプロジェクト情報を個別のユーザーより

も多く有しているからであると考えられよう。

しかし、プロジェクト補助事業において補助率を低下させることは、ユーザー、サプライヤーのインセンティブを低下させ、補助金がプロジェクト事業化のトリガーとなる可能性を低下させる側面がある。

そこで、プロジェクト情報を、包括的に把握しており、追加的ファイナンスである補助金に応じたプロジェクト候補を用意できるプロジェクト参加者の関与が有効であり、たとえば、以下のとおりリース事業者の関与が有効であると考えられる。

リースの場合、リース事業者はユーザーに対して機器購入のファイナンスを提供するのであり、対象とする技術タイプには制限が無い。そのためリース事業者は、ファイナンスを必要とする複数のサプライヤーからプロジェクト情報を収集することができ、内部での査定を経て、補助金という追加的なファイナンスの必要性に応じて、より包括的にプロジェクト情報を整理することができる³と考える。その結果、ユーザーやサプライヤーに比べ、リース事業者の方が、補助金なしでは実現が難しいが、低率であっても補助金により事業化を見込めるといったプロジェクト候補の特定が、より容易である⁴と考える。

従って、プロジェクト情報をより大量かつ包括的に有しているリース事業者の主導によるJCMプロジェクトを推進することは、低率の補助金を有効に活用してJCMプロジェクト数およびGHG削減量の拡大に大きく寄与するもの⁵と考える。

(3) リース事業のその他のメリット

① 先進的な機器が選択されやすい

一般的にリース事業のユーザー側のメリットとしては、i 資金の効率的な活用、ii 技術革新への対応など(三木優 2009、リース総合研究所 2010)が挙げられる。

このうち、iは、ユーザーがリースを利用する理由として多くあげられている「多額の初期費用が不要」(公益社団法人リース事業協会 2015)に対応しており、省エネプロジェクトのように短期的な収益増加を見込める設備投資ではない場合にリース

¹ JCMプロジェクトの設備(REDD+以外)に対する資金支援事業は、執行団体によって、地球環境センター(GEC、プロジェクト補助事業)、経済産業省系NEDO(実証事業)、アジア開発銀行があり、2016年3月現在の採択事業数は、それぞれ55件、10件、1件である(日本政府、2016)。

² 前記55件のうち、実施団体がサプライヤーと見られるものが19件であるのに対し、ユーザー(現地ユーザーの日本親会社)と見られるものは13件である(その他は商社など)。

を利用するニーズは高い。

また、ii は、i により省エネ機器への投資が促進されれば、それに伴い先進的な技術が導入されやすいという関係がある効果に対応している。これはJCMの目的の1つである「優れた低炭素技術・・・の普及」(日本政府 2016)の推進にも貢献する。

②補助機器を適切に管理しやすい

補助金交付により購入された機器については、補助金の原資である税金の適切な運用の観点から、法定耐用年数など一定の期間において、補助金申請者が適切に使用することが義務付けられる³。JCMプロジェクトの場合、当該機器が国外において所有・使用されるため、日本国内に比べ適切に使用されているか管理することが困難である。

特に、日本の代表事業者がサプライヤー側であり、補助機器が現地ユーザーによって直接購入される場合、サプライヤーがユーザーであるクライアントの使用状態を把握することは、メンテナンス契約などの継続的な関係がない限り、困難である。

この点、リースであれば、現地のリース事業者が補助機器の所有主体として、ユーザーに補助機器を適切に使用させるインセンティブがあるため、リース事業者を通じた適切な管理が期待しやすい。

③適切なモニタリング活動を推進しやすい

上記に加え、プロジェクト補助事業の場合は、法定耐用年数期間において、GHG排出削減量の計算に必要な電力消費量などのモニタリング活動が義務付けられている⁴が、国外のユーザーの活動を管理することは、上記と同様に困難である。

リースの場合、このようなモニタリング活動は、通常要求されないものの、上記の適切な管理の延長として義務付けることは可能であるし、これによって、JCMプロジェクトとして補助金を得ることが可能となり、結果としてリース料を低下できるというインセンティブを与えることもできる。

よって、リース事業者が、ユーザーに対し、より安価なリース料などを背景に適切なモニタリングを要求することは現実的であるといえる。

2 JCMプロジェクト補助の対象となりうるリース事業

(1) 一般的なリースの概要

リース(Lease)は、英語の日常用語的には賃貸借行為を意味するが、経済用語としては「企業の財務内容を悪化させることなく、企業に対して機械設備を長期間賃貸する新しい手段」(日本リース産業研究会 1995)であり、「リース事業」とは言っても、それは機器調達的手段を表わすにすぎず、基本的にどのようなGHG削減プロジェクトにおいても成立するものである。

機器調達的手段としては、企業が資金調達を得て自ら機器を調達するのではなく、資金調達を経ることなく機器自体を外部から直接に融通を受けることも可能である。このような、いわば「物融」と呼ばれる割賦販売的なリースを「ファイナンスリース型」という。

一方で、高額であっても短期的に買替えられることが多く、汎用性が高いため中古市場が発達している機器(自動車、建設機械等)については、特定の使用者からだけでなく、複数

の使用者から投資回収することが可能である。このようなリース形態は「オペレーティングリース型」という。

以上の分類を、JCMプロジェクトにおいて導入されうる省エネ機器をリースする場合について考えると、個別ユーザーのニーズに応じて設計・製造される製品(工場に導入される高効率冷凍機等)についてはファイナンスリース型が適し、一般的な市場ニーズに応じた汎用製品(電気自動車等)については、オペレーティングリース型が適しているといえる。

(2) 本稿にて検討対象とするリース事業

以下、前述の2つのタイプのリースのうち、JCMプロジェクト補助の対象になる可能性が高いタイプを特定するため、プロジェクト補助事業に要求される国際共同事業体(コンソーシアム)について整理するとともに、本件において特に問題となりやすいリースにおける国際コンソーシアムの形成可能性について検討する。

³ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律3条2項, 11条1項, 22条ただし書, 同法施行令14条項2号。

⁴ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二国間クレジット制度資金支援事業のうちプロジェクト補助事業)交付規程(平成28年4月8日GEC第2016040802号)3条3項(以下「交付規程」という。)

①リースにおける国際コンソーシアムの形成態様

【ファイナンスリース型の場合】

外国法人が直接に補助機器を購入する場合において、当該法人が外部から資金を調達するならば、それをリースにて代替することは可能であり、これがファイナンスリース型の典型的な例と考えられる。この場合の国際コンソーシアムについては、現地リース事業者が補助機器の所有主体となってしまうため、現地ユーザーとともに構成員になる必要がある(図1参照)。

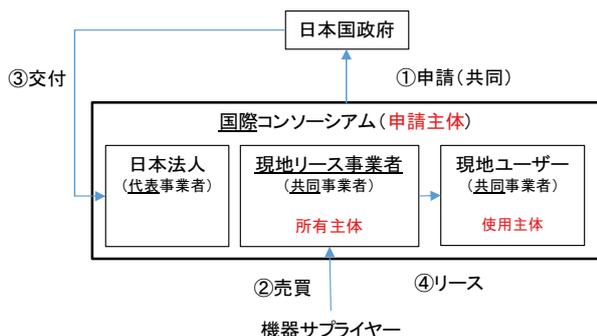


図1 ファイナンスリース型における国際コンソーシアムの例

【オペレーティングリース型の場合】

一方、ファイナンスリース型に比べユーザーが多数であるオペレーティングリース型の場合、全ユーザーをコンソーシアムの構成員にすることが事実上不可能である(図2参照)。そのた

め、当該リース行為が補助事業者(申請主体)から第三者に対する処分にあたってしまうことから、このようなオペレーティングリース型のプロジェクト補助事業は補助金適正化法22条および同法施行令13条4号⁵により認められないのが原則である。

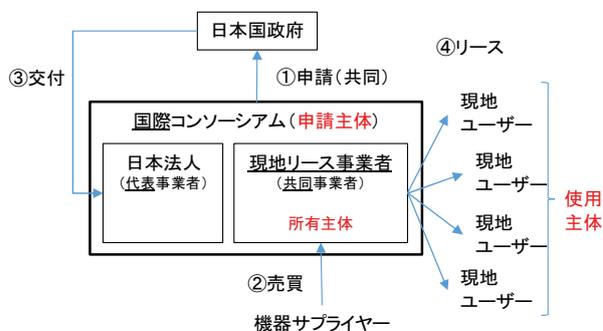


図2 オペレーティングリース型における国際コンソーシアムの例

②結論

以上により、本稿では、JCMプロジェクト補助事業における国際コンソーシアムが形成しやすいファイナンスリース型について検討することとし、以下、現行のプロジェクト補助運用の課題を整理するとともに、当該リース事業を促進するために必要な解決策を検討する。

3 ファイナンスリース型をJCMプロジェクト補助事業において推進する際の課題

(1)「法定耐用年数内」において補助機器の「廃棄」が制限されている運用について

①問題の背景

JCMプロジェクト補助事業の平成28年度一次募集では、補助金適正化法22条および同法施行令14条1項2号の運用として、日本の法定耐用年数内においては、パートナー国における機器の廃棄を原則禁止している⁶。

しかし、JCMプロジェクトが実施されるパートナー国は、日本

と気候風土が異なるだけでなく、工場等の機器の一日当たりの稼働時間は日本よりも長く、かつ不十分なメンテナンスしか受けられないなどの過酷な状況下において使用される場合が少なくない。そのため、現地の工場等に日本製の省エネ機器が導入されたとしても、日本に比べ耐久年数が異なると考えられる。

さらに、ファイナンスリース型の場合、リース事業者は、リース期間中にリース機器の投資を回収する。そのため、リース期間満了後はリース機器がリース事業者に返却されても廃棄される

⁵ 補助金適正化法22条
補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。
同法施行令13条「法第二十二條に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。
(一から三および五は省略)
四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの」
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業)交付要綱(案)8条9号「取得財産等のうち、施行令13条4号及び5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械器具、備品及びその他重要な財産とし、(以下略)」※なお、公開文書中には(案)とあるが、正式文書として運用されていることを環境省に確認した

⁶ 交付規程8条12号

場合が多い⁷。リース期間は、ユーザーの与信力などにより設定されるが、日本においても法定耐用年数よりも短いことがほとんどである。

以上のような実態からすると、ファイナンスリース型の場合、法定耐用年数内において補助機器の廃棄を制限することは、プロジェクト補助を活用する大きな障害となっていると考えられる。

そこで、当該運用を柔軟化できないか以下に検討する。

②「廃棄」制限の是非について

当該運用において「廃棄」を制限している根拠規定と考えられる補助金適正化法22条では、明文上「使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供」することを制限するのみであり、「廃棄」は制限しておらず、同条を文言通り解釈した裁判例もある⁸。

もっとも、この裁判例に対しては、「余りにも文理解釈⁹すぎるとの疑問も残る」(小滝敏之 2013)との指摘もある。同22条の趣旨が、補助目的の完全な達成を究極の目的としていることには異論がないはずなので、「使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供」することとともに、補助目的の達成を阻害する「廃棄」も同条の規律を当然に受けると考える。

③「廃棄」制限の期間について

補助金適正化法22条における処分制限は、その適用を受けない場合として、i 各省各庁の長の承認を受ける場合(同条本文)、ii 各省各庁の長が定める期間を超過した場合(同条ただし書、同法施行令14条1項2号)などが認められているため、この2点について、廃棄を認める基準を柔軟化できないか以下に検討する。

i 各省各庁の長の承認

環境省は、「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について」¹⁰において、「社会経済情勢の変化に対応し」、「地域活性化を図る」ために「承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図る」ことを目的として「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準」を整備しており、JCMプロジェクト補助事業においても、それを流用する形で「災害若しくは火災により使用できなくなった取得財産等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある取得財産等の廃棄」の場合に限り、事前の申請が受理された場合には、承認したとみなされている¹¹。

しかし、後者の要件についていえば、前述したとおり、補助機器を廃棄する理由は、通常使用に伴う損耗によるものであるため、そのような場合に補助機器が「構造上危険な状態にある」ことにまで至ることの証明は困難であると考えられる。

一方、前者の要件が「災害若しくは火災により使用できなくなった取得財産等」としている趣旨は、使用できなくなった原因について補助事業者の責任が小さい場合に廃棄等を認めるものと考えられる。そうであれば、補助機器が使用不能に至った原因につき補助事業者の帰責性が小さい場合には廃棄を認めるといった基準にすべきであると考えられる。

ii 各省各庁の長が定める期間の経過

補助金適正化法施行令14条1項2号に基づき、経済産業省や国土交通省などでは、補助対象となった財産の種類に応じて個別に処分制限期間を規定しているものもあるが¹²、環境省のJCMプロジェクト補助事業では、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(耐用年数省令)をそのまま流用しているだけである(交付規程8条12号)。

しかし、補助金適正化法施行令14条1項2号は、処分制限期間の具体的な決定にあたり各省各庁の長が勘案すべき

⁷ ファイナンスリースの場合、リース機器がリース業者に返却されたとしても、機器が特定のユーザー仕様となっているため汎用性がなく、返却時に廃棄される可能性が高い。そのため、リース期間が法定耐用年数よりも短いため、リースの方が、ユーザー自身が直接購入する場合に比べ、より短期間のうちに機器が廃棄される可能性が高い。

⁸ 杉森中学校建築差止住民訴訟(東京地判平成2年1月30日判タ736号151頁)では、東京都杉並区民が、同区長を相手に、同区杉森中学校校舎の改築及びクラブハウスの解体撤去の差止め等を求めた住民訴訟において、違法理由の第一として、当該クラブハウスの建築に際し国庫補助金が交付されていたため、補助金適正化法22条の処分制限にかかることが主張された。この点につき裁判所は、クラブハウスの解体撤去は「同条の規制する行為には含まれない」と判断し、控訴審判決もこれを支持している。

⁹ 文理解釈とは、語句の通常の意味および文法の規則に基づいて条文・法文の意味を説明することである。

¹⁰ 環企発第080515006号 平成20年5月15日 一部改正 環企発第080529002号 平成20年5月29日

¹¹ 交付規程8条12号。

¹² 国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年12月21日総理府・建設省令第9号)別表3、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)別表、総務省所管補助金等交付規則(平成12年12月27日総理府・郵政省・自治省令第6号)別表、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年8月5日通商産業省告示第360号)など。

事項として、「補助金等の交付の目的」及び「当該財産の耐用年数」の2つが規定されているため、上記によればJCMプロジェクト補助事業では専ら「当該財産の耐用年数」しか勘案していないことになる。

JCMプロジェクト補助事業の「補助金等の交付の目的」とは「・・・優れた低炭素技術等を活用した事業(・・・)への投資を促進し、途上国における温室効果ガスを削減する」(二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二国間クレジット制度を利用したプロジェクト補助事業)交付要綱(案)2条)ことであるから、「優れた低炭素技術」は「パートナー国」において使用されるのを前提としている。そうであれば、各省各庁の長が処分制限期間を具体的に決定する際にはこのような事情も勘案しなければならず、日本の法定耐用年数ではなく、現地の事情を勘案したJCMプロジェクト補助事業専用の処分制限期間を別途設定すべきと考える。

そこで、処分制限期間をどのように設定すべきか問題になるため、法定耐用年数を設定する際に考慮される要素を特定し、どのような現地事情を勘案すべきかを以下に検討する。

そもそも耐用年数とは、企業会計上、企業が設備等に投下した資本を費用配分(減価償却)するために必要な当該設備等の効用持続年数であり、税法上の課税の公正という見地から画一的に法定されたものが法定耐用年数である。この法定耐用年数の算定における基本的な考え方は以下のように整理されている(坂元左 2009)。

- i. 通常の維持補修を行うとした場合の通常の効用持続年数として算定すること
- ii. 一般的な陳腐化を織り込んで算定すること
- iii. 通常用いられる技術及び素材の材質により算定すること
- iv. 通常の注意を払い、普通の場合において普通の条件のもとで使用する場合の年数によること
- v. 機械および装置については、標準的な構成を前提とし、全体を一括して総合的な持続年数を算定すること

上記のうち、パートナー国において日本の機器が使用される

場合の耐用年数を考えるにあたっては、特に i および iv が日本とは大きく異なると考えられるため、これらに関する現地事情を勘案すべきと考える。

なお、減価償却において耐用年数という概念が企業会計上必要となる点は、国外でも同様であり、分類方法は国によって様々であるが、タイ、インドネシア、ベトナムにおける、日本の法定耐用年数に相当する例は、以下の通りある。

表1 発展途上国における法定耐用年数の例

対象国	機器	年数
インドネシア	軽機械工業で使用される機械・エアコン	8年
ベトナム	縫製業用の機械・設備	10年

(出典)インドネシア:PwC(2014),ベトナム:JETRO(2015)

④結論

以上により、「廃棄」について補助金適正化法22条を適用する場合の、処分制限期間については、当該パートナー国における事情(維持補修の技術レベル、同種機器の一般的な稼働状況)を勘案し、JCMプロジェクト補助事業専用の期間を規定すべきであり¹³、当該期間内に廃棄するために必要とされる長の承認については、補助機器が使用不能になったことについて補助事業者の帰責性が小さい場合も認めるべきである。

(2)リース事業者がリース料について「利益排除」を受けている運用について

①問題の背景

リース事業の場合、リース事業者およびユーザーが共にコンソーシアム構成員となるため、リース料から利益が排除される解釈、運用がなされている¹⁴。

②当該運用の根拠

補助事業者が補助事業を通じて得る利益ないし収益と補助金の関係については、税金等を原資とする補助金の効率的な使用を究極の目的として、以下のような規定が置かれている。

¹³ 日本においても、各省庁が定めた処分制限期間が、制定当時と社会経済環境がかけ離れた今日では、長すぎるとされ、地方分権推進委員会からも処分制限期間の見直しが求められている(平成9年7月8日)こともあり、合理的な期間に改定すべきとの意見もある。(小滝敏之 2013)

¹⁴ 平成28年度二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業～これまでに寄せられた質問への回答～(最終更新:平成28年4月15日)(地球環境センター)では、「Q2-7 国際コンソーシアム内にリース会社が入って事業を行う場合、リース会社も利益排除の対象となるのか。」との問いに対して、「A2-7:コンソーシアム内の企業は全て利益排除の対象となり、財産の譲渡等によって利益を得ることはできません。」と回答されている。もっとも、リース料からいかに利益を排除するかについては明らかではない。

i. 補助対象経費における利益の排除

補助金適正化法3条¹⁵に基づき、税金等を原資とする補助金の公正かつ効率的な使用を目的として、過大な補助金交付を事前に防止する。

ii. 補助機器の使用に伴う収益の納付

同法7条2項¹⁶に基づき、補助機器の使用により相当な収益の発生が見込まれる場合に、公益と私益のバランスの観点から、事後的に国に金銭を納付すべき旨の条件を交付決定に付すことを許す。

i については、利益の排除により過大な補助金の交付を防止できるという関係を要するが、リース事業であってもプロジェクト補助事業における補助対象経費は設備投資費用等であって、リース料ではない。そのため、リース料を減額したとしても、リース事業者の代わりにユーザーを利するのみであり、補助金交付額には影響を与えない。よって、上記運用は i に基づくものではないと考える。

また、ii については、上記運用は、交付決定前に利益を排除している点で、ii において規定する排除方法とも異なる。しかし、「相当の収益」が発生することが事前に明らかな場合、手続の便宜のため、条件を付して事後的に収益を国に納付させるだけでなく、事前にその発生を防止する効果を有していると考えられる。

従って、上記運用は ii の規定を間接的に根拠としてしていると考える。

③当該運用の是非

以上の前提に基づくとすれば、利益として排除が許される場合は、補助金適正化法7条2項に基づき、i 排除される利益が「相当の収益」と言える場合であって、ii 排除することが補助金交付の目的に反しないことが必要である。

これをリース料について考えると、i については、リース料が過大といえることが必要であり、過大といえるためには、より低額なリース料が期待できる場合をいうと考える。補助事業者の1つである現地リース事業者はリース機器の購入につき補助金の交付を受けているので、そこでの経済的利益をリース料に反映させることは可能である。そのため、補助金支給分を反映させたリース料を設定していない場合には、「相当の収益」をあげているといえる。

しかし、ii は、市場に任せたととしても一定程度実現しうる事業からの収益の納付を認めるにすぎず、採算性の問題から補助金が無ければ通常は実施されない事業からの収益の納付を認めるものではないと考える。この点、JCMにおいてはすべてのプロジェクトに対して技術の先進性が要求されており¹⁷、先進的で高額な技術を要するプロジェクトは採算が取れず、補助金が無ければ通常は実施されないといえる。

よって、JCMプロジェクトをリースで実現した場合であっても、当初の予想の範囲内である限り、当該プロジェクトからの収益を排除することは補助金交付の目的に反する。

④結論

以上から、JCMプロジェクト補助事業においては、補助金適正化法7条2項が規定する事後的な収益納付とは別に、それを補完する利益排除の対象に、リース料を入れるべきではない。

¹⁵ 3条1項 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当っては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。(同条2項も同旨)

¹⁶ 7条2項 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

¹⁷ JCMプロジェクトにおける排出削減量は、通常実施されるであろう活動からの排出量(BaU排出量)よりも低く設定されたリファレンス排出量とプロジェクト排出量との差であるため、排出削減量を確保するためにも、制度上、JCMプロジェクトは通常実施されない事業でなければならない。(リファレンス排出量の考え方: 日本政府(2016), JCM採択文書である「プロジェクトサイクル手続」を参照)

4 おわりに(提言)

プロジェクト補助事業の運用について、それを管轄する補助金適正化法等の上位規範を解釈し、検討したところ、現在の運用を拡大すべきとして、以下の結論を得た。

- ✓ JCMプロジェクト補助事業による補助機器の「廃棄」については、補助金適正化法22条の趣旨に基づき一定の制限を受けるべきではあるが、発展途上国における日本の法定耐用年数に相当する規定を参考に、JCMプロジェクト補助事業専用の期間を別途規定すべきである。
- ✓ JCMプロジェクト補助事業において補助機器をリースする場合のリース料については、利益排除の対象にすべきではない。

以上のような運用は、上述の通り現行法の解釈上可能であり、国益を害するものではない。これにより、発展途上国におけるファイナンスとして、一般的になりつつあるリース事業にもJCMプロジェクト補助事業を柔軟に対応させていくことにより、JCMプロジェクトの対象を拡大し、費用対効果の高いプロジェクトを採択、推進していくことで、日本の約束草案におけるJCMによる見込み削減量の達成に向けて、補助金の有効活用をしていくべきであると考えます。

・参考文献

- 三木優. (2009). 『地球温暖化防止への道程--低炭素社会への変革とリース事業の役割』. リース研究, (4), 63-87.
 日本政府. (2015). 『日本の約束草案』
 日本政府. (2016). 『二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism (JCM))の最新動向』
 リース総合研究所. (2010). 『リースを活用した省エネルギー設備の普及促進』. リース研究, (5), 89-91.
 日本リース 日本リース産業研究会編. (1995). 『よくわかるリースの実務知識 Q&A50』金融財政事情研究会
 公益社団法人リース事業協会. (2015). 『リース需要動向調査報告書』.
 小滝敏之. (2013). 『補助金適正化法解説 補助金行政の法理と実務』. 全国会計職員協会.
 坂元左. (2009). 『耐用年数通達逐条解説』. 税務研究会出版局.
 PwC. (2014). 『インドネシア税務ポケットブック』
 JETRO. (2015). 『ベトナム 固定資産の耐用年数表』

公益財団法人 地球環境戦略研究機関

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11

TEL: 046-855-3700 FAX: 046-855-3709 E-mail: iges@iges.or.jp URL: http://www.iges.or.jp/

Copyright © 2016 Institute for Global Environmental Strategies. All rights reserved. この出版物の内容は執筆者の見解であり、IGESの見解を述べたものではありません。